

河合町議会会議録

令和元年 5月17日 開会

河合町議会

令和元年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
第 1 号（5月17日）	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	4
○欠席議員	4
○出席説明員	4
○議会事務局出席者	4
○議会事務局長の挨拶	5
○開会の宣告	5
○開議の宣告	5
○町長の挨拶	5
○仮議席の指定	6
○議長の選挙	6
○会議録署名議員の指名	8
○議席の指定	9
○会期の決定	9
○副議長の選挙	9
○常任委員会の委員の選任	11
○議会運営委員会の委員の選任	12
○静香苑環境施設組合議会議員の選出	13
○承認第1号から承認第5号の一括提案理由の説明	14
○承認第1号の質疑、採決	18
○承認第2号の質疑、採決	38
○承認第3号の質疑、討論、採決	46
○承認第4号の質疑、討論、採決	51

○承認第5号の質疑、採決	51
○日程の追加	59
○議会運営委員会の閉会中の継続調査について	59
○閉会の宣告	59
○署名議員	61

河合町告示第9号

令和元年第1回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年 5月14日

河合町長 清原和人

1 期 日 令和元年5月17日

2 場 所 河合町議会議場

3 付議事件

- (1) 議長の選挙について
- (2) 副議長の選挙について
- (3) 常任委員会委員の選任について
- (4) 議会運営委員会の委員の選任について
- (5) 一部事務組合議会議員の選出について
- (6) 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度河合町一般会計補正予算)
- (7) 専決処分の承認を求めることについて
(平成31年度河合町一般会計補正予算)
- (8) 専決処分の承認を求めることについて
(河合町行政組織条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- (9) 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例等の一部改正)
- (10) 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

令和元年5月17日（金曜日）

（第1号）

令和元年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

令和元年5月17日（金）午前10時07分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長選挙
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 議席の指定
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 副議長選挙
- 日程第 7 常任委員会の委員の選任
- 日程第 8 議会運営委員会の委員の選任
- 日程第 9 静香苑環境施設組合議会議員の選出
- 日程第10 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(平成30年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第11 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(平成31年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第12 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町行政組織条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 日程第13 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町税条例等の一部改正)
- 日程第14 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第14まで議事日程に同じ

追加日程第1 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

出席議員（13名）

1番	森光祐介	2番	常盤繁範
3番	梅野美智代	4番	佐藤利治
5番	中山義英	6番	坂本博道
7番	長谷川伸一	8番	杵本光清
9番	大西孝幸	10番	馬場千恵子
11番	岡田康則	12番	西村 潔
13番	谷本昌弘		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	清原和人	教 育 長	竹林信也
企 画 部 長	澤井昭仁	総 務 部 長	福井敏夫
福 祉 部 長	門口光男	住民生活部長	木村光弘
まちづくり 推 進 部 長	堀内伸浩	教 育 部 長	上村欣也
企 画 部 次 長	森嶋雅也	総 務 部 次 長	浮島龍幸
福 祉 部 次 長	杉本正範	まちづくり 推 進 部 次 長	福辻照弘
まちづくり 推 進 部 次 長	石田英毅	安 心 安 全 推 進 課 長	上村 学
総 務 課 長	小野雄一郎	財 政 課 長	上村卓也
住民福祉課長	中野雅史	社会福祉課長	浦 達三
高齢福祉課長	松村豊範	保健センター 課 長	小山寿子
特命担当課長	梅野修治	住民生活課長	上村英伸
環境衛生課長	佐藤桂三	特命担当課長	井筒 匠
まちづくり 推 進 課 長	中島照仁	教育総務課長	中尾勝人
生涯学習課長	小槻公男	ス ポ ー ツ 振 興 課 長	中野典昭

会議に従事した事務局職員

局 長	阪本武司	調 整 員	松本良一
-----	------	-------	------

開会 午前10時07分

◎議会事務局長の挨拶

○議会事務局長（阪本武司） 去る4月21日執行の河合町長及び議会議員選挙におきまして、清原町長、議員各位におかれましては、ご当選おめでとうございます。

さて、本日の臨時議会は、一般選挙後の初めての議会でございます。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の方が臨時に議長の職務を行うことになっておりますので、年長議員であります谷本昌弘議員に臨時議長の職務をお願いしたいと思います。

谷本昌弘議員、議長席に着席をお願いいたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（谷本昌弘） それでは、地方自治法第7条の規定により、臨時の議長を遂行します谷本昌弘です。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから、令和元年第1回臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○臨時議長（谷本昌弘） これより、本日の会議を開きます。

◎町長の挨拶

○臨時議長（谷本昌弘） 町長、招集の挨拶を登壇の上お願いします。

○町長（清原和人） はい、議長。

○臨時議長（谷本昌弘） 町長。

(町長 清原和人 登壇)

○町長(清原和人) 本日第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

5月1日から町長に就任いたしました清原でございます。私は、財政の健全化、人口増、魅力あるまちづくりの3つの課題を掲げています。教育、福祉、安心安全等の諸施策もこれらの課題とつながっていると確信しています。議員の皆様と積極的かつ建設的な議論を経て、課題の解決、そして町の発展と町民の幸福のために歩んでまいりたいと考えています。よろしくお願いたします。

さて、本日は、承認第1号から承認第5号までの5承認を提出させていただいております。後ほど議案説明をいたしますが、皆様方には慎重審議いただきまして、ご承認を賜りますことをお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎仮議席の指定

○臨時議長(谷本昌弘) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

◎議長の選挙

○臨時議長(谷本昌弘) 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定で、指名推選もしくは投票によって決定となっておりますが、今回複数の立候補者がありました。表明された議員は、仮議席番号8番、杵本光清議員、仮議席番号10番、馬場千恵子議員、仮議席番号12番、西村 潔議員であります。したがって、選挙の方法は、投票によることといたします。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○臨時議長(谷本昌弘) ただいまの出席議員は、13名でございます。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岡田康則議員、大西孝幸議員を指名します。
それでは、投票用紙を配付いたします。記入は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○臨時議長（谷本昌弘） 投票用紙の配付漏れは、ございませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○臨時議長（谷本昌弘） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○臨時議長（谷本昌弘） 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番、森光祐介議員から順次投票願います。

なお、白票は無効であります。それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

○臨時議長（谷本昌弘） 投票漏れはありますか。

(「ありません」と言う者あり)

○臨時議長（谷本昌弘） なしと認めます。

投票を終わります。

これより開票作業を行います。

岡田議員、大西議員、開票の立会いをお願いします。

(開票)

○臨時議長（谷本昌弘） それでは、発表いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち杵本光清議員10票、西村 潔議員1票、馬場千恵子議員2票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票ですので、したがって、杵本光清議員が議長に当選されました。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○臨時議長（谷本昌弘） 議長に当選されました杵本議員が議長におられますので、会議規則第32条2項の規定により、当選人の告知をいたします。

杵本議員、議長就任の挨拶を、登壇の上願います。

○議長（杵本光清） はい。

○臨時議長（谷本昌弘） 杵本議員。

（新議長 杵本光清 登壇）

○議長（杵本光清） 今回の議長選挙におきまして、皆様のご支援とご期待をたくさん賜りましたこと、本当にありがとうございます。まずは、お礼から入らせていただきます。

先日議員懇談会におきまして、議員とは、みずからの意思や信念に基づいて、最後は議案に対して、案件に対して、賛成を示すもの、反対を示すもの、その責任と権利を持っているという話をさせていただきました。私は、その議会の中で、議員が判断する中で、しっかりと、自分の意思、信念を最後の結論に近づけていくための議論を議会の中で行いたいと皆様にお話しさせていただきました。その思いは今も変わっておらず、今後しっかりとその任務を全うしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

さて、私ごとではありますが、まだまだ若輩者でございます。スムーズな運営、進行ができないこともあるかもしれませんが、そのときは、皆様のご支援と叱咤激励をどうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（谷本昌弘） それでは、杵本議長、議長席にお着き願います。

（議長交代）

○議長（杵本光清） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時27分

○議長（杵本光清） 再開します。

◎会議録署名議員の指名

○議長（杵本光清） 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において指名いたします。
よって、署名議員には、1番、森光祐介議員、2番、常盤繁範議員を指名します。

◎議席の指定

○議長（杵本光清） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

現在着席いただいております仮議席を本議席と指定いたします。

◎会期の決定

○議長（杵本光清） 日程第5、会期の決定を議題とします。

臨時会ですので、会期は本日一日限りとします。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

◎副議長の選挙

○議長（杵本光清） 日程第6、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定による指名推選もしくは投票によって決定しなければなりません、いかが取り計らったらよろしいか、お伺いいたします。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 選挙でお願いします。

○議長（杵本光清） 選挙との声がございますので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

○議長(杵本光清) ただいまの出席議員は、13人です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に谷本昌弘議員、西村 潔議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。記入は単記無記名です。

(投票用紙の配付)

○議長(杵本光清) 投票用紙の配付漏れは、ありませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(杵本光清) 異状なしと認めます。

これより投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番、森光祐介議員から順次投票願います。

なお、白票は無効であります。それでは、投票をお願いいたします。

(投票)

○議長(杵本光清) 投票漏れはありますか。

(「ありません」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

谷本議員、西村議員、開票の立会いをお願いいたします。

(開票)

○議長(杵本光清) それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち岡田康則議員7票、馬場千恵子議員2票、梅野美智代議員1票、長谷川伸一議員1票、森光祐介議員1票、大西孝幸議員1票です。

この選挙の法定得票数は、4票です。

したがって、岡田康則議員が副議長に当選されました。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(杵本光清) 副議長に当選されました岡田議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をします。

岡田議員、副議長就任の挨拶を、登壇の上お願いします。

岡田議員。

(新副議長 岡田康則 登壇)

○副議長(岡田康則) ただいま、副議長に推挙されました岡田康則でございます。

まずは、議長をサポートして、副議長の重責を果たしたいと思います。それと、今期の選挙におきましては、13人の議員の皆さんが、まずは財政ということでもありますので、理事者側とよく協議の上、とにかく河合町の財政の健全化を目指して、議長と一緒に頑張ってまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長(杵本光清) 暫時休憩いたします。再開は、10時55分から行います。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長(杵本光清) 再開します。

◎常任委員会の委員の選任

○議長(杵本光清) 日程第7、各常任委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することに異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

それでは、指名を行います。

総務常任委員会の委員として、梅野議員、中山議員、坂本議員、岡田議員、西村議員。

厚生常任委員会の委員として、長谷川議員、杵本議員、大西議員、谷本議員。

経済建設常任委員会の委員として、森光議員、常盤議員、佐藤議員、馬場議員を指名しま

す。

ただいま指名しましたとおり選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の委員は、指名しましたとおり選任することに決定しました。

次に、各委員が選任されましたので各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

その間、暫時休憩といたします。再開は11時といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時00分

○議長(杵本光清) 再開します。

ただいま、各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務常任委員会委員長に西村議員、副委員長に中山議員。

厚生常任委員会委員長に大西議員、副委員長に長谷川議員。

経済建設常任委員会委員長に馬場議員、副委員長に森光議員。

以上のとおり選任されました。

○議長(杵本光清) 暫時休憩いたします。再開は11時5分とさせていただきます。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時07分

○議長(杵本光清) 再開します。

◎議会運営委員会の委員の選任

○議長（杵本光清） 日程第8、議会運営委員会の委員の選任を行います。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長より指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

それでは、指名を行います。

常盤議員、梅野議員、大西議員、馬場議員、西村議員、谷本議員を指名します。

ただいま指名しましたとおり選任したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員は、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

次に、委員が選任されましたので、議会運営委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いいたします。

その間、暫時休憩いたします。

休憩 午前11時10分

再開 午前11時12分

○議長（杵本光清） 再開します。

ただいま議会運営委員会において選任されました同委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

委員長には谷本議員、副委員長には常盤議員。

以上のとおり選任されました。

◎静香苑環境施設組合議会議員の選出

○議長（杵本光清） 日程第9、静香苑環境施設組合議会議員の選出についてを議題とします。

一部事務組合の規約に基づき関係市町村議会の議員の中から選出する組合議会の議員があ

るときは、選挙しなければなりません。

この選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定による議長からの指名推選により、行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) ご異議なしと認めます。よって、議長から指名することに決定いたします。

静香苑環境施設組合の議会議員として、谷本議員を指名いたします。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(杵本光清) 異議なしと認めます。

暫時休憩いたします。再開は、午後1時より行いたいと思います。

休憩 午前11時14分

再開 午後1時00分

○議長(杵本光清) 再開します。

◎承認第1号から承認第5号の一括提案理由の説明

○議長(杵本光清) それでは、理事者のほうより承認第1号から承認第5号の5承認について、提案理由の説明を、登壇の上願います。

福井部長。

(総務部長 福井敏夫 登壇)

○総務部長(福井敏夫) それでは、5月臨時会に提出致しました承認第1号から承認第5号まで、5承認につきまして、順次説明を申し上げます。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました平成30年度河合町一般会計補正予算について、ご説明い

たします。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ1億2,487万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を78億812万6,000円とするものでございます。

第2条、繰越明許費の補正につきましては、4ページをお願いします。

このことにつきまして、5事業について、翌年度繰越額を表のとおり変更させていただき、繰越明許費の合計を10億3,612万6,000円とするものでございます。

第3条、地方債の補正につきましては、5ページをよろしくをお願いします。

このことにつきましては、6事業の借入限度額を表のとおりと定め、起債の限度額を総額で20億3,113万4,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明いたします。18ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費では、財政調整基金費で、財源調整により370万円の減額となっております。

次のプレミアム付商品券事業費146万7,000円の減額につきましては、国の補助金の関係により、システム改修費などにつきまして、平成31年度予算で計上することになったことから減額させていただくものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費では、歳出予算額の増減はなく、財源の振替となっております。

同じく3款民生費、2項児童福祉費1億1,970万8,000円の減額につきましては、認定こども園整備事業につきまして、不用額を減額させていただくものでございます。

20ページをよろしくをお願いします。

4款衛生費、2項清掃費から9款教育費、2項小学校費までにつきましては、いずれも歳出予算額の増減はなく、財源の振替となっております。

次に、歳入について、ご説明いたします。10ページをよろしく願います。

10ページ、1款町税、1項町民税から14ページ、9款地方交付税、1項地方交付税までにつきましては、各歳入項目におきまして、収入額の確定あるいは確定見込額等に伴いまして、歳入予算額の増減を行うものでございます。

次に、17款繰入金、1項基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、このたびの歳入歳出予算の補正による財源調整として、財政調整基金繰入金を繰り入れるものでございます。また、地域振興基金繰入金につきましては、認定こども園整備事業の歳出事業費の不用

額の減額に伴い、財源として予定していた地域振興基金繰入金を減額するものでございます。

続きまして、16ページをよろしく申し上げます。

20款町債、1項町債では、1,823万4,000円の増額となっております。

以上、歳入歳出1億2,487万5,000円の減額補正となっております。

続きまして、承認第2号でございます。専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました平成31年度河合町一般会計補正予算について、ご説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ3,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を64億1,600万円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。8ページをよろしく申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費3,600万円の増額につきましては、プレミアム付商品券事業費におきまして、令和元年10月に予定されております消費税率の改正が低所得者あるいは子育て世代への消費に与える影響の緩和などを目的として、国の全額補助により、プレミアム付商品券の販売事業を実施するものでございます。

次に、歳入について、ご説明いたします。6ページをよろしく申し上げます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金で、プレミアム付商品券事業の財源として、国庫補助金3,600万円の増額となっております。

以上、歳入歳出3,600万円の増額補正となっております。

続きまして、承認第3号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました河合町行政組織条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

このたびの改正は、平成31年4月1日の組織の改編及び人事異動に伴う改正でございます。

主なところをご説明いたします。

まず、第1条におきましては、河合町行政組織条例の一部を改正するもので、課の下に室を設ける改正でございます。

第2条では、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正するもので、課の下に設けた室につきまして、室長として課長補佐級の職を設けるものでございます。

続きまして、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました河合町税条例等の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布されたことに伴う改正でございます。

主なところをご説明いたします。

まず1点目は、町民税の改正でございます。第34条の7、附則第7条の4、附則第9条、附則第9条の2、これらの改正につきましては、都道府縣市町村に対する寄附金、いわゆるふるさと納税をした場合の特例控除額の適用について、寄附金の募集を適正に行っているとして、総務大臣が指定した地方団体に対する寄附金を対象とするものでございます。附則第7条の3の2の改正につきましては、住宅借入金等特別税額控除の適用に当たり、消費税率10%が適用される住宅取得等について、令和元年10月から令和2年12月の間に居住された場合における控除期間を延長するものでございます。

2点目は、固定資産税の改正についてでございます。附則第10条の3の改正につきましては、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋について、固定資産税の減額の規定を新設するものでございます。

3点目は、軽自動車税の改正でございます。附則第16条の改正につきましては、令和元年度分の軽自動車税の税率の特例について、環境の負荷の程度に応じ税率を定めるグリーン化特例の規定を整備するものでございます。

以上が、主な改正内容でございます。

続きまして、承認第5号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が平成31年3月29日に公布された

ことに伴う改正でございます。

改正いたします内容につきましては、国民健康保険税の医療保険分に係る賦課限度額の引き上げと低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定基準の緩和を図るものでございます。

以上、提出いたしました5承認の説明とさせていただきます。よろしくご承認賜われますようお願い申し上げます、説明を終わらせていただきます。

◎承認第1号の質疑、採決

○議長（杵本光清） 日程第10、承認第1号 専決処分承認を求めることについて、平成30年度河合町一般会計補正予算を議題といたします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○9番（大西孝幸） はい。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 歳入の部分で、町税に関して3,300万円減額になっていますけれども、この要因は、どういう内容でしょうか。

○総務部次長（浮島龍幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 浮島次長。

○総務部次長（浮島龍幸） それでは、大西議員の質問にお答えさせていただきます。

町税全体で、3,300万円の減額補正について、各税目ごとに説明をさせていただきます。

まず、個人住民税の減額補正の要因となったものは、ふるさと納税の町民税控除価格が前年度よりはるか上回ったのが、一番の要因でございます。平成28年寄附額4,751万6,000円、寄附件数419件、平成29年度住民税控除額が1,955万円に対し、平成29年寄附額が5,789万7,000円、寄附件数521件、平成30年度住民税控除額2,430万円と寄附額で1,038万1,000円増、寄附件数で102件増、住民税控除額で475万円増が主な要因でございます。

続きまして、法人住民税の減額補正の要因としましては、主なものとして、町内にある遊技業の業績が不振と、医療法人等の業績が前年度より振わなかったのが要因で、この業種だけで、前年比マイナス850万円と大幅な減額になる要因となりました。

続きまして、固定資産税の減額補正の要因としましては、当初平成30年度完成予定の建物が、工期がずれ、翌年課税になったのが原因となっております。

最後に、たばこ税の減額補正は、喫煙者の健康志向を背景として、たばこの販売本数の減少傾向が続いているためでございます。

以上が、町税の減額補正となった要因でございます。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございますか。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） まず、質問する相手としまして、財政担当部長と福井総務部長にご質問します。答弁とご説明をお願いします。

一般会計補正予算、大きく4点質問させていただきます。

まず、ページ1の歳入、9款地方交付税、当初予算19億6,500万円、今回補正で減額9,110万円について、お尋ねします。

まず、平成28年度、29年度決算における地方交付税の額は幾らでしたか。

次に、河合町として、地方交付税算定表というのか積算の根拠となるものを作成して地方交付税当初予算を決めていると思います。その算定台帳のもとになる見込み額をもとに、19億6,500万円を当初予算として計上されたのでしょうか、それを、確認をお願いしたいと思います。

次、9,110万円減額の大きな要因はなんでしょうか。できるだけ具体的に、こういう事業の、国のこういう項目の内容が、予想金額より減収になりましたと、そういったことをご説明していただくようお願いします。

次、大きく2番目、ページ4の繰越明許費の補正について、7款土木費、項で住宅費、住宅改修費となっております。これが422万6,000円繰り越しとなっております。この改修費は年度にまたがった改修費と思いますけれども、工事の内容を、ご説明をお願いします。

次、3番目、地方債の補正について。まず、表の起債の目的、13番の退職手当債、これは、当初予算はゼロ円です。今回の3月29日の補正予算で5,400万円増額補正となっております。これは、前町長、副町長の退職に関連するものですか、そこら辺を教えてください。

次に、当初予算ゼロ円だったのが、5月末ももう見えて出納閉鎖をしているときに5,400万円を補正に上げた理由がわかりませんので、その点をご説明いただけますか。それと、

5,400万円の退職手当債を借金するということは、町長、副町長以外のどなたかの、何人かの予想外の退職者が出たのか、そこら辺も明確にご説明ください。

4番目、ページ14の繰入金についてですが、基金から一般会計の繰り入れということで、要するに定期預金の引き出しになりますけれども、今回、今、福井部長の説明で、財政調整基金から500万円増額して7,000万円を財源振替しているのがわかりました。その点はよくわかりました。まず、平成29年度末の財政調整基金残高は約1億2,000万円、地域振興基金の残高は約7,000万円だったかと記憶しています。今回の財源振替によって、平成30年度末の決算では、町の基金は幾らになりますか。まだ、出納閉鎖の5月末になっていないので確定した数字は公表しづらいと思いますが、私ども議員、一般住民、町職員さんたちと情報を共有するためにも、今後行財政を協力して運営をやっつけていかなければなりません。ぜひこの場で、おおよその額で結構ですが、平成30年度末の河合町の基金残高の公表をお願いします。

以上、4点について、お願いします。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 広範囲にわたるご質問、ありがとうございます。

内容につきましては、それぞれ担当課長が把握しておりますので、そちらのほうから答弁させていただくということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） そうでしたら、私のほうから、今ご質問いただいた内容について、回答させていただきます。

まず、1つ目、地方交付税につきまして、平成28年度、29年度の実績ということでございます。すみません、ちょっと今手元に29年度の実績しか持ってこなかったもので申しわけないんですけども、特別交付税を含んだ地方交付税は、21億75万8,000円ということになっております。

あと、退職手当債5,400万円を今回専決で上げさせていただきました。その内容ということで、前副町長の部分が含まれているかということですが、副町長の部分は含まれておりません。一般職の部分ということになっております。

それと、あと繰入金の関係なんですけれども、議員おっしゃっていただいたように、財政調整基金約1億2,000万円。今回7,500万円予算上基金の繰り入れという形をさせていただい

ております。あくまでも、今後また出納閉鎖までの間に不用額等が発生することもあるかというふうに思いますので、金額のほうはまだはっきりしたことは言えないというところでございます。

以上です。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 私のほうから、繰越明許の住宅改修事業422万6,000円の内容ということで、お答えさせていただきます。

この内容につきましては、工事をしまして、9軒分という形で、工事内容としましては、建物雨漏れ、あとは水漏れ、それと排水管等の改修等工事でございます。

以上です。

○7番（長谷川伸一） はい。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 2回の質問ということで、ちょっとお聞きします。

28年度、29年度の地方交付税、決算後の地方交付税は、29年度は、実質は地方交付税としては18億5,600万円ですよね。今21億円と言われたので、そこは、ちょっと私が誤解しているかわかりませんが、18億5,600万円になっているので。まず申し上げますと、29年度の当初予算は、19億7,900万円でしたんです。補正を入れたと思うんですけれども、1億4,000万円減して、これが18億5,600万円だったと思うんですけれども、前年が18億5,600万円の地方交付税。そこら辺がちょっとわかりづらいんですけれども、その説明をお願いします。

なぜこう聞いたかと言いますと、当初予算に大きく、例えば19億円なんかやって、毎年といたら失礼なんですけれども、近年約1億円弱のマイナス補正があがってます。そこに、問題はないかと思うんですけれども、できるだけ、数字を的確につかむ方法はないのか。それと、今申し上げましたように、1回目の質問で申し上げました算定台帳というのがあるはずなんです、地方交付税の算定台帳。概数でお金を下さいと言っても国は許可をくれませんから、そういう台帳があると思うんです。その点を、どの点が見込みと違ったのかということ、全部公表せよとは言いませんけれども、分析していただいて、検証していただいて、次年度の予算、次々年度の予算というのも組んでいただきたいと思いますので、それをお願いします。

今、土木費に関しては、改修費9軒分。これ、9軒分ということですから、整備費と修繕費と。修繕費というのは、個々の住宅の修繕費で、整備費というのは団地ごとの下水管とか上水道とか街頭とか、そういうふうに認識しておるんですけれども、改修費となっております、これは修繕費に当たるのか整備費に当たるのか、その点をちょっとご説明ください。

その次に、退職手当債5,400万円、一般職員の退職によるということですが、定年退職は年齢から見たらわかります、数字は予測できます。そこにおいて、当初の年度からも何人定年があるからという計算ができます。ということは、この年度後半に特別に退職された方、途中でやめられた方だとか予想外のことが起きたのか、それをお聞きしたい。退職手当債というのは、もともと何年か前に企業でもありましたように、人員が多くなるときに、退職勧奨をするための、そういうふうになっていましたけれども、それを今はどのように、退職手当債は、これは公的資金の援助というか助成があるのかないのか教えていただきたい。全く退職手当債で借金をつくったら、これは、今後河合町の一般財源から返済していかないといけないのか、それとも国の交付税として、退職手当債の例えば金利が出たら国が見てあげますよというのがあるのか、その説明をお願いしたい。

ご存じだと思いますけれども、去年と一昨年と同じように出ています。追加で補正しています。今頭に入っていませんけれども、退職手当債の借金残高は、6億円ぐらいにはなっていると思います。そういったことを考えたら、どのような予算振りをしているのか、非常に私としても理解しがたい点があります。その点をお願いしたいのと、今、財政調整基金残高は不用になる金額も出てくるおそれがあるということなんですけれども、大体の数字はわかっていますね。そこら辺を、できましたら、金額はこういう状況ですと。皆さん辛抱してください。町民の皆さん、議員の皆さん、一緒に辛抱しましょう、そういう形をやっぱり言っていた方がいいと思いますので、ちょっと長くなりましたけれども、その点、ご説明ください。

終わります。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） すみません、お答えさせていただきます。

まず、地方交付税、大変申しわけございません。僕が先ほど申し上げた金額なんですけれども、もともと交付税に入っていた分なんですけれども、臨時財政対策債というものがございまして、その分を、すみません、含んだ数字で申し上げてしまいました。申しわけございません。

それと、あと算定ということですが、具体的に、今回9,000万円減少したという部分につきまして、分析も当然しております。その内容について、説明させていただきます。

まず、地方交付税の中で、普通交付税という部分なんですけれども、その中に、算定としまして基準財政需要額というものがございまして、基準財政需要額から基準財政収入額を除いた額が交付税ということになります。基準財政需要額というところで、約8,000万円の減少をしております。需要額の中にもかなり項目がありまして、個別算定経費というものがございまして、その中に事業費補正というものがございまして、内容としまして、道路橋梁費に係る部分で、平成14年度に起債を発行している部分、この部分で交付税が入ってくる部分の乗率に変更になったというところがございます。あと、同じ道路橋梁費で、平成9年度にも同じような形で乗率の変更になって減額が発生したというところがございます。それ以外の部分といたしまして、項目が廃止されたというところで、地域経済雇用対策費という項目のほうは交付税の算定の項目から30年度は廃止されたというところで減少しております。あと、公債費という部分での減少もございまして、平成9年度に借り入れました臨時税収補填償還費、この部分につきましても、当初町で見込んでいた乗率の部分に変更になって低くなったということで、その差額が出ております。

主なものといたしまして、今回基準財政需要額のところで、先ほど申しましたけれども、約8,000万円減少しているというところがございます。

あと、退職手当債なんですけれども、退職手当債自体は、団塊の世代の退職に伴う退職手当の増加に対処するために自治体が行政改革に取り組むことを前提に、当該年度の退職者の退職金の総額が平年ベースを超える額に対して借り入れが認められるということになっております。この部分につきましては、借り入れに伴って交付税が算入されるということにはございません。

それと、あと財政調整基金という部分ですが、財政調整基金、今回予算で、繰り入れを7,500万円予算上させていただいているということで、幾らになるかという部分は、まだ本当に出ておりません。先ほどの部分でいきましたら1億2,000万円、そこから予算額の額をそのまま控除した場合には4,600万円ということになります。

○7番（長谷川伸一） ありがとうございます。以上で終わります。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 本来、予算、条例などは議会の議決が必要であるというものですから、

専決処分という長の判断による議決については、極力慎むべきだというふうにまず思います。その上に立って、今回の専決処分のことにつきまして、先ほどの説明でも、地方自治法179条第1項に基づきというふうに説明をされていますけれども、第1項の中では4つの条件があると思います。そのうち多分今回適用されておられるのも、長において議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるときにできるという、これを適用していると思うんですが、その上に立って、今回の専決処分のこと自体が本当にそれでよかったのかということも含めて聞きたいと、そこが1つです。同時に内容に沿って、質問したいと思っております。

具体的な内容としては、地方債の補正についての件についてです。今回の補正で、結果的には1,823万4,000円の増額補正となっております。今住民の中では財政の問題が特に関心事であり、とりわけ借金が大変だという認識がある中で、そういう点でいうたら、1,800万円の新たな借金が増えるという内容にはなるわけですから、そういう点で、これを専決としてやっていいものかということが一つあります。そういう点では、先ほどの179条の1項の要件のときに、緊急性とか時間がなかったということ、どういう理由でもって、今回それを専決しなければいけなかったのかということをお聞きしたい。

とりわけ、先ほどありましたが認定こども園の必要額も入札の結果減額しているとか、当然臨時財政対策債などの件についても、昨年8月時点で県の公表によっても交付税は確定しているわけですから、そういう点では、財源不足なども予測されるという点から考えても、今専決するんじゃないかと、3月議会などで必要な補正を行うなど、そういうことはできなかったのかということ、一つお聞きしたいと思います。

あと、内容についてですけれども、住宅整備事業債につきましては、900万円だったものが1,600万円の増額で、一般財源からの財源補正だということになってはいますが、これにつきましては、一定起債としてやるわけですからある程度まとまった一定の事業が必要だったということかと思えます。そういう点では、1,600万円の新たな起債として上げたその中身は、なんのためにこれを起債したのかということについて、お伺いしたいと思います。

それから、もう一点は、先ほど交付税の一昨年の額等についてちょっと議論がありました。先ほど課長のほうから、平成29年度分につきまして、21億円余りと言っていたのが、臨時財政対策債を含んでいたということをおっしゃっていましたが、30年度の交付税について県が発表したときの内容というのが、30年度と29年度分とありますけれども、そこで見たら、普通交付税のほうは15億5,894万1,000円、臨時財政対策債のほうは2億4,981万7,000

円で、合計で18億675万8,000円となっておりますというふうに見ているんですけども、それで、先ほどの答弁は少し数字が違うのではないかと、今聞いていて思いましたので、それについては確認をお願いしたいと思います。

以上につきまして、専決処分しなければいけなかった緊急性についての要件は本当に満たしていたのかということについてご確認をしたいのと、具体的な内容は、住宅整備事業債については、どういう事業のために起債をしたのかということについて、ご質問したいと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 私のほうから、まず専決処分のお話についてでございます。

専決処分といいますのは、おっしゃるとおり、議会を招集するいとまがないということで専決処分させていただいたものです。その理由につきましては、平成30年度予算というものにつきましては、平成30年度末、平成31年3月31日をもってその会計年度が終わります。それまでに、予算の補正というのが必要になってきました。なぜ必要になるかといえば、年度末に至りまして、歳出の確定あるいは歳入の確定、それにおきまして、いろんな歳の入れかえが必要になってくる。その辺のタイミングで議会を招集するいとまがありませんので、3月末ですので、そういうところから専決処分させていただいています。これにつきましては、財源調整をいたしまして、毎年この時期にさせていただいているものでございます。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 住宅に関する部分で、まずお答えさせていただきます。

今回地方債1,600万円の増額をさせていただきました。当初、住宅整備費ということで900万円の予算を計上させていただいております。今回上げさせていただいたのは、住宅の例えば老朽化に伴う排水管の改修であるとか、そういった部分というのが、当初に、内容としてもどういう内容でどのぐらいという部分が定かではありませんので、その辺が確定した時点で、借入先の奈良県との協議を行いまして、対象である、ないというのを判断して、起債額をはじいております。その関係で、今回上げさせていただいたということになります。

あと、先ほど、すみません、地方交付税の金額ということなんですけれども、今議員おっしゃられたように、普通交付税と臨時財政対策債ということ、もう一つ特別交付税というものがございます。先ほど長谷川議員がおっしゃっていただいた部分につきましては、普通交

付税と特別交付税の合計が地方交付税になるというようなことをございます。

以上です。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 専決処分の問題につきましては、やはりかなり慎重になるべきだということをお改めしておきたいと思ひます。とりわけ、今度町長もかわられたというところになりますから、やはり専決するということ自体が、ある意味議会に対しての議決、本来受けなければいけないものをせずに行くということになりますから、そういう点でいくと、住民に対してのきっちりした説明や、そしてまた正当な経過を経た結果ということにすることは必要ですから、そういう点では、可能な限り、やはり議会にかけるといふ姿勢で、これはこの件だけではないんですけれども、今後臨むということがやっぱり必要やと思ひるので、なぜ専決なのかということについては、しっかりと厳密にやった上で、またそういう必要があればしっかりと説明できるようにするといふ姿勢が必要やと思ひますので、先ほどの年度末といふか予算の最後ということがありましたけれども、先ほど言ったように、途中途中で本来わかっているものもあるといふふうに思ひますので、そういう点では、今後のことについても、ぜひその点では考慮願ひたいと思ひます。

それから、先ほどの住宅の整備の事業債としてやる件につきましては、そういう点では、もともと一般財源で考えていたものがある程度まとめた形で事業債として適用されるという、なんかひとつ大きな、この棟を直すからとかこの部分を直すのに3,000万円要るとか2,000万円要るからそのうち事業債でやりましょうといふよりは、ある程度小さいものも集めて、1つの事業債として処理するよなことになるといふ理解でよろしいんでしょうかといふことで伺ひたいと思ひます。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 専決処分につきまして、申し上げさせていただきます。

専決部分につきましては、当然議会を軽視するものでは絶対ございませんとするところから、できるものにつきましては、毎回の定例会における補正予算に計上させていただきます。

ただ、今回の財源調整等の専決処分におきましては、3月末をもって補正をしなければならなかったというところからやらせていただいたことをございますので、ご理解よろしくお願ひします。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 住宅の関係なんですけれども、住宅につきましては、全てを一括して、例えば何かを改修するとかいう部分というのは、今かなり老朽化しておりますので、一括でという形の部分ではちょっとまれになってくるのかなということで、実際には住宅改修ということで、例えば1つの棟の何々は直しました。ほかの棟の部分の何々を直しましたというのも、全体的に住宅改修という形の捉え方をしております。それによって起債の充当をしているということになります。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） それでは、4ページの繰越明許費について、お伺いします。

確認ということなんですけれども、9番の教育費ということです。エアコンの設置についての繰越明許費だと思いますけれども、二小については、今年の夏に間に合うようにということで進めていただいていると思います。それが、具体的にいつ完成の予定なのか。

それと、そのほかの一小、一中、二中については、できるだけ早くということでお聞きしていたんですけれども、これについても、エアコン設置の見通しというか、具体的にいつ設置できるのかということ、それと三小については、対応なんですけれども、遅かれ早かれほかの学校についてはエアコンが設置できるということで快適な教育環境が与えられているんですけれども、三小については、具体的に熱中症の対策を含めまして、どのようになっているのかということをお聞きしたいと思います。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 今の質問について、説明のほうさせていただきます。

まず、小学校、中学校につきましては、小学校については第一小学校、中学校につきましては第二中学校のエアコンの整備事業ということになっております。第二小学校につきましては、大規模改修に合わせて、3年計画の中でエアコンを設置していくという形をとっております。第三小学校につきましては、昨年も第二小学校で大きな熱中症ということがありましたので、熱中症対策といたしまして、大型扇風機、またミストの整備を、各小学校、中学校に整備させていただいたところでございます。

完成につきましては、工事につきまして今からの入札ということになりますので、めどといたしまして、9月から10月が、第一小学校、第一中学校、第二中学校の竣工期間ということになっております。エアコンにつきましては、そのような形で進めさせていただきます。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） お聞きしたいと思ったんですけども、二小については、もう既に6月ないし7月には設置できるということによろしいのでしょうか。それと、ほかの学校については、入札は今からということなんですけれども、既にこういう状況は、去年からずっとこの討論というか審議もされてきているので、それでは対応がちょっと遅かったのではないかというふうに思うんですが、入札がここまで遅くなった理由についてもお聞かせ願いたいと思います。

それと、9月10月では、残暑があるとは言えども対応しているという形にはならないと思うんですけども、本当に真剣に取り組んでいただいたのかということも疑問なんですけども、それについて、お聞きしたいと思います。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） すみません、今の質問に答えさせていただきます。

設置の時期につきまして、今の段階では遅いのではないかというご指摘があったんですけども、設計につきましては4月26日に終わったところでございまして、今後入札を開始して、できるだけ早く夏休みにかけて整備をしていくという状況でございます。

以上でございます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） まず、4ページのところから質問に入ります。

先ほど住宅修繕費426万円を繰り越すということで、9軒ありました。先ほど財務課長のほうから、起債の条件といたしますか、本来は整備費とか修繕費とかあるわけですけども、この9軒については、例えば雨漏りの修繕費のことを言っているのかについての概要だけで結構です、その説明をお願いしたい。

それから、地方債の補正でございますけれども、補正というのは当然増減があるというこ

とで、結果が出ているわけです。後で、歳出のところに関係してくると思うんですけども、認定こども園の起債がこれだけマイナスになったとか、こういう個々についての起債の発行の時期、当初予定していた限度額というものから、まず、地方債については、そうです。

それから、次、歳入について質問します。

繰入金のところ、財政調整基金7,500万円を専決した時点では取り崩しているということなんです。自動的に計算したら、残高から引いたら残っているのは四千何万円と言っているわけです。もちろんこれは決算によっていろいろ変わってくると思うんですけども、これを調整基金ということを使っているということはわかるんですけども、何のためにそういうことを調整して使っているのか。例えば地域振興基金の繰入金7,000万円、これは財源を変更しているわけです。先ほどの説明では、認定こども園の不用額とかいうお話なんですけれども、これは起債とは関係なく、当然7,000万円を当初から充当するという考え方であったときに、なぜ7,000万円になったのかということについて、ちょっと説明をお願いしたいということが一つあります。

それから、歳入については、先ほど16、17で、住宅事業費としての金額が1,600万円増えたわけです。これは、発行の対象になっているのは全てのようなことをおっしゃっていました、整備費も修繕費も。これは、起債の条件として、例えば整備費で当初計画しているものと、それから漏水とかそういうもので、修繕費の、個々に1年間でいろいろ起こってきますよね。その中で、さっき申しましたように9軒の明細が整備費なのかどうかと。もちろんこれ、当初予算に問題があるんです、予算の立て方が。整備費と修繕費と分かれているわけです。そういうところで、住宅事業費として1,600万円増やしたというのは、どういう理由で増やしているのか。それから、対象になっている修繕費はどういうものかについて、起債上の手当の方法について、ちょっと教えてください。

それから、退職手当債は、今まで毎年一般の社員の方が積み立ててやっているわけですけども、対象者が増えたとかいうことでやっているわけでしょう。これは、10年延長されたとは聞いておりますけれども、この残高の見込みが、一体今のところの残高と将来退職手当債を発行する見込みの計算というのをされているかどうか、この点について、説明をお願いしたいと思います。

それから、今度歳出について聞きますけれども、認定こども園の委託料とかこういうのも下がったということですけども、工事請負費というのが下がっているわけですが、なぜ下がったのか説明してほしいんです。

それから、片方で、19ページにあります財政調整基金費、これを減らしているわけです、370万円。基金から取り崩しているということですね。こういう手法について、説明してほしいと思います。

それから、いろいろな款の中で、補正の中身が、金額は変わっていないけれども一般財源を減らして地方債に行っているという、こういう手法があるわけです。それぞれ皆さんずっとあるわけです。年度末が来て、起債の発行が認められるかどうかわからへんというようなこともあると思うんですけれども、こういう今の時点ではまだまだ福祉の関係でも精算が出てくるということで、4月5月に決算に向けて変わってくると思いますけれども、こういう記載を起こすことで一般財源がマイナスになっているということが、どういう意味なのかについて、説明をお願いしたいと思います。それぞれあるわけです。だから、その辺のところ、今までもあったと思うんですよ、財源が変わったというのがあるわけです。本来は一般財源で上げていたのが別のところで上がったとか、地方債で上げる予定が一般財源で上がったとかいうことが過去にもあったと思うんです。そういうことから見ると、一般財源でマイナスになろうが起債でなろうが、結局一時的に資金繰りするか将来に延ばすかの違いであったとしても、地方債が増えるわけですから、そのところについてのお考えをきっちり説明してほしいと思います。

以上です。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 私のほうから、繰り越しの住宅改修事業422万6,000円の方でございますが、先ほど言いましたように、内容としましては9軒ございまして、それが全て各住宅の修繕費という形でのものがございます。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） そしたら、お答えさせていただきます。

まず、地方債補正で、地方債の関係で、起債の発行時期ということでおっしゃっていたということで、そのことでお答えさせていただきます。

地方債につきましては、起債につきましては、事業完了に起債を借り入れるという形になりますので、ほぼ年度末当たりになると。本町の場合、5月に借り入れということが多いです。

あと、財政調整基金繰入金と地域振興基金の繰入金の関係なんですけれども、今回専決補正をさせていただく中で、歳入歳出の財源の中で、財源の確保が必要となったというところで財政調整基金を繰り入れるという形をさせていただいております。基金につきましてはそれぞれ目的がございますので、目的に応じた形の繰り入れという形をしなければいけないので、今回につきましては、財政調整基金からの繰り入れという形をさせていただきました。

退職手当債の部分なんですけれども、将来的な算定はしているかというところでございます。退職手当債につきましては、退職者の人数等により、実際に退職者がいたとしても人数が余り多くなければ借り入れはできないという形になります。これまで、団塊の世代ということで退職者がかなり多くおりました。その関係で、退職手当債の発行ということができたというところがございます。今後、試算というのはしておりませんが、ほとんど対象になってこないというところがあるというふうに思っております。

あと、歳出で、財政調整基金費の370万円の減額補正ということでございます。今回、財政調整基金の繰り入れということで歳入のほうでさせていただいております。片やで積み立て、片やで繰り入れという形になります。まず積み立ての部分を除いて、その財源の確保策として繰り入れを行っているというような形でさせていただいております。

あと、起債で、財源の振替というか起債が増えて一般財源がマイナスになっているということでございます。事業を行っていく中で、1つは起債対象の予定をしていなかったんですが、内容によって起債が対象になるという公告が出てきたりした場合には、起債を最終的に充当させていただくという形の部分もございます。今回実際に充当させていただいている中で、社会福祉費とかいうところでも充当させていただいておりますけれども、地方債制度としまして、起債を借り入れする場合に、事務費というものが取れます。その部分につきましても、工事費と同様、例えば交付税の算入が50%ある部分については、事務費として人件費を取った場合には、その事務員の人件費についても50%が国から交付税として入ってくるというような形になります。だから、丸々人件費を町で負担するよりは、事務費を取って、その部分で交付税として国から入るといふ、財源として有利な形の起債を借り入れしているという部分も今回ございます。

以上です。

○社会福祉課長（浦 達三） はい、議長。

○議長（杵本光清） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（浦 達三） 認定こども園の整備の減額について、お答えさせていただきます。

す。

これにつきましては、入札した結果、請負額との差額が生じたので、不用額を減額するものでございます。

以上です。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 整備費を繰り越すという発想だったんです、9軒。そうしますと、これは別に繰り越さなくても、4月5月に払えば済むんじゃないですか。繰り越す理由は一体どこにあるのかということです。それが1つです。

3月までに事業が終わって、修繕が終わって、金額が確定している場合、4月5月に払うことができるのか、できないのか、その点についての回答をお願いしたいと思います。なぜ繰り越すのかということです。例えば4月5月に工事が始まると新規になりますよね。3月までに工事が終わっていて、支払わないといかんと。その辺のことについて、ちょっと説明をまずお願いしたいんです。原則的なことになりますけれども。

それから、先ほど歳出のところ、財政調整基金を下ろして片方積み上げるという手法について、私はよく理解ができないんです。それであれば、どちらか片方積み立てをやめて全部引き出しする、あるいはもっと減らすとかいうようなことができるんじゃないかということ、財政調整基金の積み上げと引き出しについて、ちょっと説明を。実的に、我々議員としてわからないわけです。調整するという、資金繰りをせんといかんとという意味であると思うけれども、4月5月に出納期間があったときに、補正予算の中で出しているということが、まだ変わるわけですから、これから、4月5月の出納閉鎖の間にいろいろ調整して変わるというわけ。そのときに調整されると思うんですけれども、この時点において、なぜそういう積み上げるのと引き出しを同時にできるのかということについての説明をお願いしたいと思います。

それから、あとは、起債については、今住宅費については一本でやっているというようなお考えだと思うんですけれども、起債条件は以前に制限があったと聞いたんです。整備費と修繕費と。そうすると、修繕費といたら、年度末に予算超えた場合は、補正を組むとかあるわけなんですけれども、そうすると起債は4月5月になってしまうというような話になるので、1,600万円というたら結構な額になると思うんです。その辺のところ、先ほど質問したように、繰越明許費になるのかどうかということ、この住宅費について、回答をもう少し詳

細にお願いしたいと思います。

○住民生活部長（木村光弘） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民生活部長。

○住民生活部長（木村光弘） 私のほうから、住宅に対する繰り越しの工期等のご質問でございますが、当然30年度予算でございますので、30年度内で工期等終了するのが契約等は当然ではございますが、何しろ住宅に関しましては入居者がございます。入居者の都合をつけなければ、なかなか工事の現場に入れないという場合もありますし、建物に関して、2階とか3階ならば当然上の階の人と下の階の人等の理由等もありまして、当然そういう協議に時間を要したというような形もございますので、繰り越しをやらざるを得ないというような状況のもとで繰り越しをさせていただいているところでございます。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 私のほうから、財政調整基金の積立金について、説明させていただきます。

ここでいう財政調整基金の積立金につきましては、財源調整という意味合いの部分と、もう一つ、実際の基金の運用収入といたしまして、基金利子である、あるいは基金の一時借入金の利子である基金運用収入、その辺を積み立てなければなりません。その辺も含めてのこの財政調整基金費でございますので、残っている分につきましては、基金の利子であるとか基金運用収入になるというご理解をよろしくお願いします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） まず、1つ最初に要望させていただきます。

今回、新人議員が8名いるという中で、専決処分の承認なんですけれども、平成30年度の、あくまで我々今年からということで、これを審査するのに、30年度の予算書がないと具体的な内容までわからないので、次回から、30年度の予算書を、こういった場合は用意していただきたい。4年後の話になるかと思うんですけれども。それがまず1点目。

次に、4ページの繰越明許費、この中の款の民生費、項の児童福祉費、認定こども園整備事業なんですけれども、補正前と補正後を比べまして、700万円増額になっています。これの増額理由、それと現在の事業の進捗状況。それと、次のページ、5ページ目の同じく地方

債補正の認定こども園整備事業、地方債が約2,000万円減額に今度はなっているこの理由。先ほど不用額とかありましたけれども、この理由。それと、ちょっと3ページに戻ります。款民生費、項2児童福祉費、これで、補正予算額が1億1,970万8,000円減額になっています。この減額の内訳について、お答えいただきたいと思います。

以上です。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福祉部長。

○福祉部長（門口光男） まず、4ページの繰越明許費の認定こども園の関連のほうで、700万円が増加しているといったことについて、お答えさせていただきます。

このことにつきましては、不確定要素という部分が出てきておりますので、今回増額をお願いするものでございます。それと、現在の工事の進捗状況、これにつきましては、44.1%の出来高となっておりまして、スケジュールどおり、今年12月20日ごろまでには完成予定ということでございます。

以上です。

○財政課長（上村卓也） はい。

○議長（杵本光清） 財政課長。

○財政課長（上村卓也） 認定こども園の町債の減額ということでございます。認定こども園自体の入札に伴う事業費の減少に伴って起債のほうも減額となっております。先ほど申しましたように、事務費という部分を新たに上げさせていただいておりますので、その分も調整しながら2,070万円の減額をさせていただいたところでございます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 先ほど。

○議長（杵本光清） 常盤議員、ちょっと待ってください。

中山議員。

○5番（中山義英） 児童福祉費のマイナス1億1,970万8,000円、この内訳、ちょっと具体的に教えていただきたいんです。何と何と何がということですか。

○福祉部次長（杉本正範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福祉部次長。

○福祉部次長（杉本正範） これにつきましては、先ほどお答えいたしました入札によりまして、当初予算から不用額が発生しましたので、その分でございます。委託料、設計管理委託が711万6,000円、それと、工事請負費が1億1,259万2,000円でございます。

○議長（杵本光清） では、常盤議員。

○2番（常盤繁範） 先ほど教育総務課長より、4ページ、第2表、繰越明許費補正の部分の教育費の件に関してご答弁があったんですけれども、その件に関して追加でちょっと質問させていただきたいんですが、エアコン設置に関しまして、夏休みにかけてというご答弁があったと思うんですが、その上でちょっとお伺いしたいんですが、昨年第二小学校で熱中症によって救急搬送された事案がございました。その時期が、夏休みの前だったのか後だったのか、そういった部分をまず把握された上で、エアコンの設置を、今年度のほかの公立校に対して設置を夏休みにかけてとご答弁いただいたのか。また、夏休みにかけてというご答弁の内容というのは、夏休み中も含まれての形なのか、また夏休み中に設置という形になってしまった場合は、当然昨年の事案を考えますと、夏休み前でありましたから、その辺に対しての対策、そういったものが、学校長に対して、しっかりと教育委員会なりから今年度に対しての対策、そういったものが出されているのか。またそれを行う予定なのか、そういったところを詳しく、申しわけございませんがご答弁いただければと思います。

以上です。

○教育総務課長（中尾勝人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 教育総務課長。

○教育総務課長（中尾勝人） 今の質問にお答えさせていただきます。

まず、第二小学校で熱中症のほうが起こりました、こちらにつきましては、夏休みに入る直前だということでこちらとしては把握しておりますし、確認のほうもさせていただいております。それにつきましては、夏休みに工事が入るところで、大規模改修のほうも同時にそのときやっておりましたので、そちらにつきましては、工事をするに当たり、荷物を運んだりという形のお手伝いをさせていただいた中で起こった熱中症でございます。それにつきましては、今年度また大規模改修工事にこれから入っていくんですけれども、そちらのほうにつきましては、小学校のほうにお手伝いのほうは極力控えるような形で、ほかのものが荷物を運んだりという形で対応のほうを指導しております。

また、エアコンの設置につきましては、先ほども質問のほうがありましたけれども、3期にかけて工事のほうをさせていただいております。第二小学校につきましては、1期目の工

事につきまして、今子供たちが授業を受けているところにつきましては工事が終わっておりますので、そちらのほうにはエアコンが設置されている状況でございます。そちらにつきましては、今回第二小学校は既にエアコンがついている状態でございますので、そちらにつきましては、使用するという形になっております。

また、ほかの学校につきましても同じような形で、この4月にも校長会、教頭会等ございました。その中で、熱中症対策、夏休み前だからといってではなくて、もう今の時期からかなり気をつけていただくような指導はしているところでございます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 全体的なことを言わせていただきたいんです。承認第2号に関しましても、本当に各議員さんから熱心なる意見が出ておまして、これを承認という形というのは、先ほど福井部長のほうからは、各論ではどうしてもしようがない、早いことしやないかんといいことなんですけれども、6月議会がもうあと少しすれば行われるわけなんですよね。後のこともあるんですけれども、やっぱり委員会付託して、本当に皆さんの意見を交わしてやっていくのが正当、それが正常な議会なのかなと私は今ずっと聞いておりました。承認専決ということに対してはいかがなものかなということで、清原新町長がどういうふうなお気持ちなのか、ちょっとお聞かせ願えますでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） こちらのほうで答弁させてもらったように、本当に緊急というか、住民の方にご負担とかご迷惑をかける場合はどうしても仕方がないと思います。基本的には、今おっしゃったようにしっかり議論を踏んで、それで結論を出していくという、そういう形でいきたいと思いますので、その点をご理解していただければと思っています。そういうように私は思っています。

以上です。

○11番（岡田康則） はい。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 過去に専決といたしましたら、災害、それから災害の緊急ですよね、そういうことに対しての専決、これはもういたし方ないし、やはり住民のまずは安全というこ

となので、そういうことに関しましては私らは何も言わないんですけれども、今後清原新体制というところにおきまして、こういうことがないというかなるべくというか、僕はしてほしくないので、もう一度だけ確認なんですけれども、今後清原町長におかれては、そういうことはないというふうに思っていていいわけでしょうか。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） 先ほども言いましたけれども、緊急の場合というか、それが大原則になってくると思いますので、その点はしっかり私としては中心に置いて町政を進めていきたいと思っておりますので、その点で、ご理解というか、よろしくお願いします。

以上です。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、町長の後、一言だけつけ加えさせていただきます。

今回の30年度の専決処分につきましては、平成31年3月末をもって処理をしなければならなかったというところから専決処分をせざるを得なかったというところで、町長がおっしゃっているのは、当然今後先のことにつきましては、そういうふうに極力専決処分は避けたいというのは町長の考えでございます。ただ、今回の第1号の承認につきましては、そういうことが、やむを得ず行う専決処分というところでご認識をよろしくお願いします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

（「討論」と言う者あり）

○議長（杵本光清） できないです。

ご異議なしと認めます。

これより、承認第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 少数であります。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。

（発言する者あり）

○議長（杵本光清） もう一度挙手のほうお願いします。

（「賛成ですか」と言う者あり）

○議長（杵本光清） 賛成です。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 同数であります。

よって、議長での判断とさせていただきます。

議長のほうは賛成ということで、賛成多数とさせていただきます。

よって、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、平成30年度河合町一般会計補正予算は承認することに決定いたしました。

暫時休憩をしたいと思います。再開は2時25分からお願いいたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時25分

○議長（杵本光清） 再開します。

◎承認第2号の質疑、採決

○議長（杵本光清） 日程第11、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、平成31年度河合町一般会計補正予算を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 先ほどの説明の中で、プレミアム商品券について、低所得の方、そ

して子育て世代の方の緩和ということでお聞きしましたけれども、確かに消費税10%というのは低所得の方に大変厳しい、子育て支援の方にとっても厳しい税制であるということが明らかになっているわけですが、その中で、今回低所得の方または3歳半ですか、子育て世代の方のそれぞれの対象となる、想定される人数がどれくらいおられるのか。そしてまた、9ページのところで委託料とか補助金というふうに書かれていますけれども、委託料というのはどこに委託するものなのか。補助金というのが商品券そのものの金額なのかということも含めてお聞きしたいと思います。それと、購入希望の申請時期が7月ごろから始まるということですので、今回専決処分されたというのが本当に専決をしなけりばならなかったのかということも疑問に思うところですので、お答え願いたいと思います。

○福祉部次長（杉本正範） はい。

○議長（杵本光清） 福祉部次長。

○福祉部次長（杉本正範） まず、対象者人数でございますけれども、見込みでございますけれども、低所得者といたしまして3,300人、それと子育て世代、3歳未満のお子様の数が300人ほど予定しております。それから委託費ですけれども、これは、主にシステムの改修に伴う部分、これが599万8,000円、それと商品券の作成や販売それと換金業務、これに800万円を見込んでおります。それと負担金、補助金でございますが、これはプレミアム分、2万5,000円の商品券を2万円で販売します。その差額の5,000円分、これは、対象者が3,600名おられますので、5,000円掛ける3,600人ということで1,800万円ということになっております。

今回この事案も専決処分ということでございますけれども、これにつきましては、先ほど承認第1号で、平成30年度分の補助金を、国の都合ではないんですけれども国のほうが4月になるということで、新年度の予算で措置しなければなりませんので、その必要性から受け皿ということで予算を措置させていただきました。

以上です。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 今回専決のあり方についてちょっとこだわっているんですけれども、先ほど言いました、これは平成31年度予算の補正ということになりますから、清原町長のやられていることになっていきますので、先ほどの説明で、なぜ4月1日なのかというのがちょっとわかりにくいと思うんです。確かに平成30年度予算は140何がしが減額補正されたという

のは、それでしたら、やはり議会としてきちっと承認させるというか、議決するという立場で臨むべきではなかったのか。今回の議会招集に当たっても、議案がないというふうなこともありましたが、もしかしたら31年度補正はないのかという思いもあったんですけども、それで見たら、こういう形で出されているという点については、きちっと議会にかけてやる必要があったのではないかということについては、改めて、さっきの専決の要件から見たときに、これしかなかったのかということについては、もう一度明確にしてもらいたいと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、今回の専決処分につきましても、先ほど申しましたように、本来でしたら30年度から着手すべきところ、国の補助金の関係で、31年度からという予算措置をせざるを得なくなりました。何を急ぐかといいますと、まずシステム対応が一番急がれるところでございます。これにつきましては、近隣と連携をとりながらやっております住民の基本台帳システム、その辺を修正をかけなければならないということは、近隣と足並みを合わせて対応しなければならない、そういうところから、4月1日からすぐにでもかからなあかん状況であるという判断を持ちまして、この分だけさせていただいてござります。

今回の専決処分、プレミアム商品券販売事業、これだけについて専決処分させていただいておりますので、その辺の緊急性があったという判断をしたということだけのご理解をいただきたいと思います。

○6番（坂本博道） はい。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） もう一点ですが、システム改修のことについては、近隣のことはちょっとよくわからない、たしかに今はわかりませんが、先ほど馬場議員からもありましたが、少なくとも国の手順というか段取りからいくと、そういう対象者をもう一度掌握したりとか何とかいうのは大体7月ごろとかいう形にはなっているみたいでしたので、そういう点から見たときに、やはり予算化するという点で、専決という形でない方法というの、やっぱりきちっと通すという意味合いで言えば、改めて真剣に考えるべきではなかったのかということ是指摘をしておきたいとは思いますが。近隣の自治体が、全て同時にやっているかどうかちょっと今把握していませんのでわかりませんが、その点については、もしずらし

ていてもできたのかどうかについては、ちょっとご答弁願えたらと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、7月ぐらいから着手ということで国は申請しています。

ただそれに至るまでに当然システムを改修して、7月ぐらいから応募券を配りながら販売もかけていかなければならないということがございますので、それに至る過程というのは4月からせざるを得ないという認識でございます。よろしく申し上げます。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 先ほどの詳細、内訳、わかりました。

まず、この3,600万円の事業なんですけれども、7ページに、プレミアム商品券の事務費として補助金1,800万円、事業費補助金として1,800万円、同額の1,800万円、1,800万円となっておって、今言われたように、補助金の交付金が1,800万円ですから、1人当たり2万5,000円の支給ということで、5,000円が町の負担ということですから、逆算して3,600人は理解できます。

9ページ目の、ちょっとお聞きしたいんですけれども、賃金科目で174万円計上になっているんですけれども、これは、10月1日からプレミアム商品券の発売というのが来年の3月末までになるんですけれども、この半年間の臨時職員というんですか、事務員を雇わないといかん状態なのですかということで、例えば素朴ですけれども、今の職員さんで何とか対応できないのかという点と、あと委託料についてはわかりました。599万円とプレミアムチケット券の印刷なんかで1,300何万円はわかります。これにつきましては、近隣の町に、上牧町は5月14日に臨時議会が開かれていましたけれども、この案件は、専決というのは、ちょっと私が不勉強かもわかりませんが、上程されていません。王寺町も5月9日に臨時議会があったんですけれども、この案件はなかったかなど。これは申しわけないですが、不確定なので間違っていたらおわびしますが、なっております。この点を考えて、今言った専決の時期の問題と、委託料は800万円、プレミアムチケットの印刷というのは、国から、例えばなんとか印刷に、これはお金にかわるぐらい重要なあれですからかなり技術のいる印刷メーカーに発注しないといけませんので時期もかかるかと思いますが、その点についてどのようになっているか、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、1つ、他町の臨時会との絡みということでお尋ねいただきました。なんぼか近隣に聞いておりますのは、当初予算の段階で計上しておる団体というのもあったようでございます。むしろ、ほかの団体で当初予算で計上しているところがあれば、足並みをそろえるためにも、4月1日から専決処分では予算計上をせざるを得なかったということで、よろしく理解を願いたいと思います。

○福祉部次長（杉本正範） はい。

○議長（杵本光清） 福祉部次長。

○福祉部次長（杉本正範） 賃金につきましてでございますけれども、これにつきましては、臨時職員1名分の賃金でございます。既に4月から雇い入れを行っております。なぜ4月かといいますと、いろいろ準備もございまして、今いる人数でできないのかというところでございますが、福祉部は、今主に社会福祉課でこれを担当しているんですけれども、ふだんの業務で精いっぱいでございますので、その分で、臨時職員を雇い上げさせていただきました。

それと、印刷につきましては、確かに商品券といいますのはお金と同じでございますので、それなりの偽造防止を行わないといけないというところで、専門の業者ということ、業者選定はまだこれからのことになるんですけれども、その辺も注意しながら行っていきたいと考えております。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） まず、この制度ですけれども、全国一律という国の施策ですよ。スケジュールについて、説明をお願いしたいと思います。それから、プレミアムと言ってもどこで使えるか。河合町だけなのか、あるいは7町だけなのか、大阪で使えるのかとか、こういうことについては当然PRしなければいけませんので、具体的に住民に対するこういう使い方、それからどのような形で、例えばいつまで使えるかについてはあると思うんですけれども、そのPRの仕方についてを含めて回答をお願いしたいと思います。

○福祉部次長（杉本正範） はい。

○議長（杵本光清） 福祉部次長。

○福祉部次長（杉本正範） スケジュールにつきましては、まず、これから、今6月1日現在の3歳未満の方を抽出いたしまして、その方については審査とかございませぬので、直接、9月ぐらいから商品引きかえ券というのを発送させていただきます。それを販売できるのが、

9月下旬ごろを考えております。9月下旬ぐらいから2月いっぱいぐらいまでを販売期間として。利用できる範囲としましては、10月1日から来年度の3月末までを考えております。これも若干前後する可能性はございます。利用できる範囲でございますが、今、北葛4町で共同でやっていこうということで検討しているところでございまして、おおむね北葛4町中の商店で利用できるようにしたいと思っております。

○10番（馬場千恵子） はい。

○議長（杵本光清） 馬場議員、2回目となります。

○10番（馬場千恵子） 2回目。

○議長（杵本光清） はい。

○10番（馬場千恵子） はい。

このプレミアム商品券なんですけれども、実際に3,600人の方に5,000円ということで、1,800万円かかっているということなんです。それを緩和して援助していくのに1,800万円かかるということで、なんとも言えないんですけれども、しかも低所得の方、子育てで経済的にも大変な方が2万円ないと商品券を手に入れることができないということで、本当の意味の対策になっているのか。国全体の出費も多くなっていくということで、この対策が妥当なものかどうかというところで疑問を持つところなんですけれども、本当の援助をしていくのであれば、2万円の元手もなしに5,000円の補助をしていくという形のほうがほかにかかる費用も要らないし、むしろ5,000円じゃなくてもっと補助できるかもしれないというふうにも思うんですけれども、意見をちょっと述べさせてもらいたいと思いました。

○12番（西村 潔） はい、議長。

○議長（杵本光清） 西村議員、2回目です。

○12番（西村 潔） なんでこんなことをするか、いろいろ国の政策やと思うんですけれども、全国でこういうことをやるということですよ。それで、しかも、それぞれの地方自治体でいろいろアイデアを出してやってくださいという趣旨だと思うんです。消費を喚起するという意味で2万円を買ってもらって消費に回すと。しかも、河合町では店がないから上牧町へ行ってくださいとか、そういうことを含めて、そこまでの制限はないと思うんですけれども、国の施策ですので地方自治体がどうこう言えないと思うんですけれども、例えば印刷代なんて、それぞれ皆さん特徴を持ってやるのがいいのかどうかとか、そういうところについて、もう国の支援と同じようなものであれば、全部2万5,000円つくってしまえばうまくという手もあるわけなんですけれども、その辺のところ、毎年じゃないけれどもこういうこ

とをやっているわけ、消費税で。消費税がもしばしゃってしまったらどうなるかとか、そういうようなこともあるので、その辺のところについては通達は出ていないと思うんですけども、やっぱりこれを利用してやろうということは消費を上げるという意味もあると思うんですけども、先ほど馬場議員のほうから出たように、低所得者の人ですから、2万円も厳しいかもしれませんよね、その辺。それから、これから生まれてくる子供もいらっしゃいますよね。そういうようなことでシステムを改修するということですけども、このシステム改修は、500万円も使って、これからも使えるかどうか。一々そういう1つのプロジェクトをやるのに、そういうことをやるということ自体が、結構かかりますよね、システム改修に。そういうことについて、行政は国の言いなりになっているのかどうかということについて、お考えをお聞かせください。

○福祉部次長（杉本正範） はい。

○議長（杵本光清） 福祉部次長。

○福祉部次長（杉本正範） おっしゃるとおりだと思うんですけども、5,000円補助するのに3,600万円も使っているわけでございます。我々の立場でとやかく言う立場ではございませんけれども、今回はこういう形でと国のほうからなったもので、それに従ってやっているところでございます。確かに商品券というのはお金でございますので、その辺も国がまとめてつくっていただければよかったですけれども、それぞれの市町村で知恵を絞ってやりなさいというところでございますので、この辺の地域は皆面積が狭うございまして、店舗数も限られますので、北葛4町皆力を合わせてやろうかということで、今回なっております。

先ほどちょっと忘れましたが、PRにつきましては、広報と、それとホームページに掲載させていただきたいと思えます。

システム改修につきましては、こういうのを利用するというのはふだんないことでございます。また次にこういうのがあれば活用できるのでございますが、ない場合は、もう本当に捨ててしまうかなと思えます。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） 9ページです。2番総務費の7番賃金の部分で、臨時事務員雇い上げの料という形で先ほど説明をいただいたんですが、臨時職員という形の採用の方法、調べればちょっとわかるかもしれないんですけども、実際に今回の件に関しまして、4月よりもう雇い入れをしているというご答弁がございました。例えばハローワークなり、そういったと

ころにしっかりと求人票を提出した上で、その求人に基づいて採用のための面接を行い、また担当部署において採用の採否ということの検討を行った上で雇い入れを行っているのか。また別の形であればご答弁いただければと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、一般的に役場の臨時職員採用ということでお答えさせていただきますと、ハローワーク等に照会を出させていただきました、紹介があった人につきまして面接を行い、その人の評価を行った上で採否を決定する、そういうこと、一連の経緯はおっしゃるとおりになると思います。

○2番（常盤繁範） はい。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） では、追加の質問をさせていただきます。

例えば昨今求人票を出しても誰も来ないと、そういったこともございます。職種によっては多々ございます。また、今回の件に関しましてちょっとお伺いしたいんですが、想定される内容で結構です。例えばそういった形でハローワークなり求人票を出しました。しかしながら、誰もエントリーしてこないと。そういった場合はどのような形で採用を考えていらっしゃるのか、そこまでお伺いしたいんですが、よろしいでしょうか。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 実際31年度の臨時職員さんという形で何名か募集はさせていただいておるんですけれども、それが、いまだ欠員の状態というのもございます。その場合、例えばこういう事業でありましたら絶対に1人必要でございますので、その人につきましては、例えば今のおられる臨時職員の方を一時的にこちらへ回す、あるいは知り合い等に声をかけさせていただきます、臨時職員さんとして来ていただければ、あるいは知り合い等を紹介していただく等の対策はとっているところでございます。

○9番（大西孝幸） はい。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） この事業を総合的に行うに当たって、要は専決処分をしたということに関しまして、私の認識では、当然7月、10月からこの事業をやっていく上において、前段階、前準備として、今常盤議員がおっしゃられた人員の確保であったり、システム改修という部

分につきましては、前段階の準備が必要であると。6月の定例会で間に合わないという部分において専決をしたという認識でいいわけですね。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） そういうことでございます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） それでは、質疑を打ち切り、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、承認第2号の採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 賛成多数であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、平成31年度河合町一般会計補正予算は承認することに決定いたしました。

◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第12、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、河合町行政組織条例及び一般職の職員の給与に関する条例の一部改正を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 先ほどの説明をお受けしたんですけれども、課長と室を外して、課長、それと室長、それと係長補佐という形の体制になったということなんですけれども、こんなふうには体制を変えなければ、組織図を変えなければいけなかった理由と、これによって給与

にどのように影響するのかというのをお聞きしたいと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） まず、第1条の課に改めて、その課の下に室を置いたという内容でございます。今回4月1日の異動におきまして、地域活性課の下に空き家対策室というのを設けました。その対策室の室長というのを補佐に置きました。そういうところから、今回こういう改正をさせていただいたところでございます。金額的にどうのというお話でございますけれども、それについては、なんら増えるものではございません。

○10番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（杵本光清） 馬場議員。

○10番（馬場千恵子） 空き家対策室を設けたということで、具体的な仕事内容について、お聞きしたいと思います。

○総務課長（小野雄一郎） はい。

○議長（杵本光清） 総務課長。

○総務課長（小野雄一郎） 今回設置いたしました空き家対策室の事務内容なんですけれども、今般空き家対策室の設置に伴いまして、事務文書規則というものを改正しておりまして、そこには、空き家等の総合調整に関すること、そして空き家等の総合相談及び広報に関すること、空き家等対策計画に関すること、空き家等の適正管理及び利活用に関すること、空き家等対策の推進に関する特別措置法に係る事務の総括に関することということで設定しております。

○10番（馬場千恵子） ちょっと早口で、もう一度後でお聞きします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 今回空き家対策室が課の下にできたということは理解しております。四、五年前に認定こども園準備室というのができたときは、25年か26年か7年か忘れましてけれども、そのときは室長という名目でやって、そういつてなぜこういうふうにもっと前から、その時点で変えるべきじゃなかったかなと思っているんですけれども、あのとき、よく行政組織図を思い出しますと、認定こども園は児童福祉施設とか福祉課とか、そういう福祉部の中にはなかったものかと思うんです。その点だけ確認いただきたいです。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 認定こども園準備室につきましては、課と同じレベルというので準備室を設けさせてもらいました。それは、当然福祉部にございました。そういうところから、今回は、課の下に室という、係りと同じレベルの室、そういうことで設置しておりますので、こういう形の改正をさせていただいたというところでございます。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） 組織の変更というのは、それなりの理由があると思うんです。室といっても、例えば大きな室もあるし小さな室もあるし、担当者1人というのものもあるわけです。これができたということは、今後この室を利用していろんな事業を行っていくというような考えがあるのかどうか。室だからといって何人もいるわけじゃないと思うんですけれども、一応今のところは、空き家対策室というて出てくる。空き家対策というのは、物すごい労働が高いと思うんですよ。時間もかかると。将来的には例えば室であったとしても課になる可能性もあるわけですから、そういう意味の中で、室をつくったという意味が、今後の町政の組織上どうなのか。給与は余り影響がないということですけども、ちょっとその辺で、将来的にそういういろんな特定業務とか特定任務については室で行っていくのかどうか。この辺について、答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 今回の室におきましては、おっしゃるとおり空き家対策ということで設けさせていただいています。今後といいますのは、当然組織というのはその時々でいろいろ変わっていくことがあると思います。その名称等につきましても、その時々合った組織体系でいきたいと考えておりますので、これは今現在の室という形態でありまして、将来的に室がどんな形になるのか、あるいは室という形態をとるのか、その辺も含めて、また今後の判断になると思います。

○12番（西村 潔） はい。

○議長（杵本光清） 西村議員。

○12番（西村 潔） そうしますと、ちょっと特定の質問をさせていただきますけれども、空

き家対策というのは従来からいろいろ課題があつて、特定家屋とか、国もそういう法律をつくりまして、まだ河合町にはそういう特定の家屋を指定する条例がないわけです。今後将来的には出てくるということです。そうすると、今答弁があつたように、室の業務の内容、当然今説明がありましたけれども、その中で、例えば空き家対策ということやから空き家が既に起こってから対策するというような印象を受けるわけです。ところが、実際は空き家が出ないようにするとか、いろいろ周辺の業務が出てくるわけです。その辺についての答弁をお願いしたいと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） すみません、空き家対策というのは、当然うちの喫緊の課題ではございます。それにおきましては、例えば空き家の利活用であれば政策調整課であるとか、空き家の環境対策につきましては環境衛生課であるとか、今既にある各課でその主管課におきまして個々に対応しているところでございます。ただ、空き家対策基本法というのが国でございまして、それに対する総合的な窓口という位置づけで今回空き家対策室というのを設置させていただいたところでございます。

○企画部次長（森嶋雅也） はい。

○議長（杵本光清） 企画部次長。

○企画部次長（森嶋雅也） 今福井部長が答弁いたしました、空き家はいろいろな問題がございます。特定空き家につきましては、それを条例化して、それに対してどういうふうに対応していくか具体的に検討を進めていく必要があると思っております。特定空き家以外の利活用できる空き家につきましては、河合町は、従前よりパナソニックホームズと連携協定を結んでおります。そういった中で取り組んでまいりたいと考えております。また、利活用ということで、空き家利用キャンペーンということで、空き家利用のセミナー、そういったことも開催しております。今よく不動産の不という字が負けるという字の負動産というふうになっていくと言われておりますので、まずは、そういった認識をしっかりと持っていただくよふにということで、利活用のセミナー等今後もしっかりと開催をしてまいりたいというふうと考えております。

以上です。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

○2番（常盤繁範） はい、議長。

○議長（杵本光清） 常盤議員。

○2番（常盤繁範） すみません、ちょっとぼやけた感じの質問になるかもしれないんですけども、私の経験上、余り組織を細分化して、専門職を設けたりという形を余りし過ぎると、逆に硬直する可能性があるというふうに私自身はちょっと考えているところがございます。今回こういった形の、空き家対策室という形での室長を設けるという意味でのこういった形の専決の処分の議案に関してはこのとおりでよろしいのではないかなと考えているところではあるんですが、今後町として、専門の人間を、担当官を置いて、どんどんそういう対策室、こういう対策室という形の方向性で町に対する問題点を解消していくという方向性で考えていらっしゃるのか。それとも、役場の職員さん全員で、担当部署全部で手を携えながら考えていくのか、そういったところ、こういった方向性で考えていらっしゃるのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

○総務部長（福井敏夫） はい。

○議長（杵本光清） 総務部長。

○総務部長（福井敏夫） 組織という問題につきましては、おっしゃるとおり細分化すると硬直化する。ただ、広くつくってしまうと責任の所在が曖昧になる。どちらもよしあしとは思いますが。当然その課題に応じた組織、その時々に応じた、国・県に準じた対応する組織というので考えていきたいと考えております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、承認第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、河合町行政組織条例及び一

般職の職員の給与に関する条例の一部改正は承認することに決定いたしました。

◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（杵本光清） 日程第13、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、河合町税条例等の一部改正を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、承認第4号の採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 全員であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて、河合町税条例等の一部改正は、承認することに決定いたしました。

◎承認第5号の質疑、採決

○議長（杵本光清） 日程第14、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、河合町国民健康保険税条例の一部改正を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○9番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（杵本光清） 大西議員。

○9番（大西孝幸） 今回のこの条例改正は、上法の改正による改正だと思うんですけども、この中の27万5,000円を28万円に改めというところがあります。これは、恐らく軽減判定の部分だと思うんですけども、この改正によって、対象者がどれだけ増えるのかというところをお聞きします。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 今回の軽減判定の改正につきまして、お答えさせていただきます。

5割軽減と2割軽減の軽減判定基準が今回見直しされました。その中で、5割軽減につきましては10世帯19名の被保険者の方、2割軽減の対象世帯につきましては2世帯で2名ということで、この資料につきましては、平成30年度の所得状況等を勘案して、その資料に基づいて試算させていただいた結果でございます。全体の軽減となる金額につきましては、50万8,000円程度になるという見込みをしております。

以上であります。

○議長（杵本光清） よろしいですか。

○7番（長谷川伸一） はい、議長。

○議長（杵本光清） 長谷川議員。

○7番（長谷川伸一） 第2条2項の最初の58万円から61万円というのは、最高限度額が61万円ということで理解しております。58万円から61万円と3万円ということになってはいますが、これは国が決めたから3万円なのか、町独自で2万円を抑えられるのか、逆に5万円課税できるのか、その見解を教えてください。

今言った軽減税率の5割軽減と2割軽減、これはわかっております。58万円から61万円に3万円ほど課税が上がれば、再度、昨年ベースでいいですから何万円ほど国民健康保険税が増収になるのか、ご説明願います。

それと、今奈良県では国民健康保険の広域化が進められております。河合町自体ももうそろそろ皆さんの自宅には健康保険税の通知が近々7月から入ると思うんですけども、今回3月議会で資産割がなくなりましたので、そこら辺の告知というんですか、今度こういうふうに健康保険の算定が変わりますよというのは、もっとPR、住民に周知していただきたいということもありますので、これは各世帯において増減いろいろなケースが出てくると思いますので、そこら辺もよく認識した上で、ご健闘をお願いします。まず、その質問をお願い

します。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） まず、今回の限度額引き上げについて、これは、最高限度額というのは法令で定めていますので、それ以上を超えることの制定はできません。ただ、具体的には、市町村につきましては、それが最高限度なので、そこまで達しないということは可能ということになっております。

次に、3月議会のほうでの所得割廃止ということの周知についてなんですけれども、4月の広報に。

（「所得割と言ったんやったかな。資産割」と言う者あり）

○住民福祉課長（中野雅史） 資産割、申しわけございません、資産割の廃止につきまして、周知についてなんですけれども、3月のほうで、議会のほうで議決いただきまして、これは令和6年度に県が統一保険料率を目指すことから、賦課方式の見直しというのをさせていただいたところでありまして。広報のほうで啓発させてもらっているんですけれども、また窓口に来られたときに説明させていただいたり、また納付書を送るときには、その辺も、またこう変わりましたというような案内はさせていただくというふうに今、準備しているところがございます。

それと、あと58万円から61万円に限度額を引き上げることによって、増収見込み、これも同じような30年度の資料に基づいてやっているんですけれども、100万45円ということが増収になるという見込みで試算結果が出ております。

以上であります。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） これもまた、専決の関係も含めて確認したいと思います。

先ほどありましたように、今回の限度額及び法定軽減、条例変更というのは、国が上限を決めているということでもありますから、それぞれ決めるのは各市町村が決められる、これは県単位化になっても同じ状況だと思います。実際上は、これについて、これまでも、かつては河合町でも据え置いたりとか、また1年おくれでやったりとか、ほかの町でもそういうばらつきがあったのも間違いないし、今も可能だと。そういう点で言えば、改めてこれをどうするかというのは、しっかり考えてやるべき課題かなと思います。特に税金の国保税の一部

にかかわる問題だけに、これについては、税にかかわる問題だけに専決という形でやるのはふさわしくないのではないかと思っても、改めて例年のごとくという形ではありますけれども、専決でやるということについては、やはり問題があるのではないかということをおきたいと思えます。とりわけ、先ほどもありましたが、3月の条例改正の際に、資産割を廃止して、かつ均等割、平等割を変えました。所得割も変えた。ですから、まだその改定内容はホームページで出されている国保税の案内にも、議会事務局に置いている例示集にもまだ反映していないその段階で、2条が変えられているんですけれども、またこれも一回2条を変えるという触り方ですから、そういう点でいったら、より一層しっかりと考えるべきだったのではないかと思います。とりわけ3月の変更で、先ほど増税分104万円ということでしたけれども、實際上これに該当する世帯数は、要するにこれが3万円上げられることによって、従来やったら限度額適用を受けていたものがそうでなくなるという逆な面がありますから、それは結局何件だったのかということも示してもらいたいと思えます。

ですから、3月の改定で、例えば資産がなくてアパート住まいの高齢者でいくと、医療割の部分は均等割も平等割も大体下がっているんですけれども、逆に介護、後期の分はかなり上がっている部分が多いですから、人によれば、今度も8月の税の通知の際にかなり上がったという方も出てくる可能性もあると思っています。それを見たときに、限度額をいわば無条件に上げたかのような、それも専決をしたということについてはやっぱり問題ではないかと思うので、改めてなぜ専決をしたのかということについて確認したい。

また、その情報そのものは県から多分言うてきているからということだと思うんですけれども、實際上国の方針は、1月の厚生労働省の関係部長会議でいつも毎年これが示されておりますので、実際に上がってくるのはもう既にわかりますから、そういう点で言えば、せめて3月議会のときに、これもほかの条例とあわせて例えば変えるということができなかったのか。税金に係る問題ですから、専決ということは極力避けるという点からも、改めてなぜ専決をしたのかということのもう一度確認と、ほかの道はなかったのかということ。

それから、もう一つは、内容について、限度額を上げたことによって影響を受けた方、世帯は何人おられるのか。法定軽減のほうについては、逆に住民にとっては確かにプラスの面ですけれども、先ほどあったように実態としては12名の方だけだったということですが、それは、どういう影響を与えられていたのかについては、今ご答弁願えたらと思えます。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） まず、3月の議会に上程できなかったのかということの1点なんですけれども、この法律の政令改正が3月29日をもって施行になっています。その上で、3月議案にはもう間に合っていないので、専決処分とさせていただいたところがございます。専決処分につきまして、要は賦課期日現在、4月1日をもって国が判定等をするということの基準が条例法律上定めております。どうしても4月1日に条例施行しなければ軽減判定ができないということで、あわせて今回専決処分とさせていただいたところがございます。

限度額の内容についてなんですけれども、世帯につきまして、限度額世帯が、これも同じ30年度の所得ベース被保険者で試算させてもらっているんですけれども、34世帯の世帯が58万円の限度額に達しておられました。61万円にすることによって、その世帯が限度額に超過しない世帯に、31年度がまだなおかつ限度額を超過になっていまして、3世帯が、その限度額を超えなくなったという結果が出ております。

以上であります。

○6番（坂本博道） はい、議長。

○議長（杵本光清） 坂本議員。

○6番（坂本博道） 専決の関係では、先ほどのように3月29日に決まって4月1日からやらんといかんということになれば、時間がないということに実務上はなるかと思えます。しかし、それをするかどうかというのは、その時期にやるかどうかという判断は、先ほど来言うように町としてできるものということですから、それは、やはり今後の単位化の中で、今後保険料率とか、標準保険料率が示されておりますけれども、それに対してどう対応するかということにもかかわってくることで、しっかりと町独自で考えるということも含めて、どう対応するかというのは、そういう内容を含んでいるということについては、改めて確認をぜひしてもらいたいと思うので、そういう点では、例えば1年ずらしてやるとかを含めて、可能であったかどうかについてだけ、もう一度確認させてもらったらと思います。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 限度額の設定につきましては、現在町独自で賦課権を持っていますので、それは可能となると考えております。ただ、令和6年度以降につきましては、県下統一で、同じ所得基準、被保険者、同じ水準であればどこに住んでも同じ保険料を目指すということと39市町村合意のもと、また県、財政責任を負っていますので、その辺の指示の

もとどうなるかというのは、これからになってくるのかなと思うんです。ただ、限度額の今度引き上げにつきましては、中間所得者層、軽減所得にかからない方につきまして、負担が重くのしかかっているというか、税率を掛けたら100%の支払いになっておられます。ですので、その限度額、引き上げすることによって貴重な財源の確保になるという形になりますので、その辺は、要は国保財政の安定化を図るためにも、やはり限度額というのは法定どおりにさせていただいていくことが必要かなと思っております。

以上であります。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） 人口が減少して高齢化する中で、国保税が上がる分はやむを得ないという部分はあるかと思うんです。奈良県下39市町村の現在の限度額というのは、どのようになっているか。例えば61万円の限度額を設けていない自治体があるのかどうかということと、先ほどの軽減対象割合、いわゆる政令軽減、これ2割、5割ということですけども、7割もあるんですか。ちょっとそこは僕もあれなんですけれども、実際政令軽減の2割軽減世帯というのは、あくまで住民税の申告があるというのがそもそも基本なんですけれども、限度額が上がって、当然政令軽減の基準額も変わっているので、できるだけ申告のない世帯に対しては、行政のほうから申告を促すような方法をやっていただきたいかなと。

それと、あと1点、過去に確か限度額まで達しない自治体に対しては、財政調整基金か何かそういったものが減額されるとかそういうペナルティーがあったと思うんですけども、今現在その限度額まで設けない場合、ペナルティーというのは存在しているんですか。そこらあたりを教えてください。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） まず、1点、限度額の対象件数というか各自治体の状況なんですけれども、近隣のほう、北葛しかちょっと聞いていませんのやけれども、この5月に専決処分ということで、限度額までいっぱいされていると。他のところも、同じように5月ぐらいに上げておられるのかなと思っておりますけれども、その辺の情報というのは、県から資料をもらっていませんので、令和元年度の改正につきましては、どうされているのかというのはちょっとわかりませんが、30年度までにつきましては、限度額までいって

られない2団体ほどあったのかなと認識しております。

今度軽減判定は、確か7割軽減もございます。7割軽減につきましてもあるんですけども、それは今回見直しされていないという形になっております。当然議員がおっしゃったように、軽減判定を受けるには、未申告者の方は対象となりません。ですので、その辺は、周知するために、毎回この時期二、三回かけて、広報に、所得のない方につきましても、軽減を受けられないのでしてくださいという周知はさせていただいております。

次に、限度額に達しなかったら補助金というかカットがあるのかということなんですけれども、カットにつきましては、現在は無いのかなと認識しております。

以上であります。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 値上げ、値上げで、そしてまた消費税が上がるかもしれないということで、本当に地域の方、河合町民、そして財政が厳しい中でまた値上げということで、今国保の基金というものがたしか3億円ちょっとか何ぼかあったと思うんですけども、そこら辺で、少し放出といったらおかしいんですけども、少し令和1年、2年で、少し放出、値下げですよ。そういう形で住民に、「あ、清原町長になって、ちょっと安くなったやんか」というような形もいかなとか思ったりもするんですけども、部長、それと町長、お答え願えますでしょうか。

○福祉部長（門口光男） はい、議長。

○議長（杵本光清） 福祉部長。

○福祉部長（門口光男） 保険料の抑制というところで、お答えさせていただきます。

課長が先ほどからお答えしていますとおり、若干上がる方もおられれば下がる方もいるという状況なんですけれども、1人当たりの平均を見ますと、1万円相当額が上がるのではないのかなというところで試算をいたしているところでございます。それに当たりまして、保険料をできるだけ負担の少なくというところで福祉部の部内で協議を行っておるところではございますのやけれども、今年度基金という形で持っておりますので、1年間2,500万円程度、保険料の抑制に努めてまいりたいというふうに考えております。

○11番（岡田康則） はい、議長。

○議長（杵本光清） 岡田議員。

○11番（岡田康則） 部長、ありがとうございます。

前年度で私が提案させていただきました、国保料を8回を10回にというんで前向きな答え、令和2年から10回の申告でいけるかなという話も私も承知してはまして、住民さんもちよっと楽になるわ、別にまけてもらうのと違うからいいわなという話なんですけれども、今言いましたように、3億円とちよっとありますので、たとえ少しでも、今言いましたように安くないのかなということだけ、できる、できないということで、前向きな答えを、町長、お答え願えたらありがたいです。

○町長（清原和人） はい、議長。

○議長（杵本光清） 町長。

○町長（清原和人） 今部長もおっしゃっていただきましたし、今議員おっしゃったように、なるべくそういう負担が多くならないようにということで指示もしていますので、あとまたこれからどうなっていくかということは、そのたびに報告させてもらって、なるべくそういう部分を抑えるような方向で考えていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

○5番（中山義英） はい、議長。

○議長（杵本光清） 中山議員。

○5番（中山義英） すみません、最後に、国保税の応能割と応益割合はどれぐらいになっているんですか。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（杵本光清） 住民福祉課長。

○住民福祉課長（中野雅史） 応能、応益割合につきましては、法に遵守した50対50に近づけた形で、ほぼその形になってくるかと思っております。

○議長（杵本光清） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

○議長（杵本光清） 質疑を打ち切り、採決したいと思います、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

これより、承認第5号の採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに賛成の方、挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（杵本光清） 賛成多数であります。

よって、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて、河合町国民健康保険税条例の一部改正は、承認することに決定いたしました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（杵本光清） 追加日程第1、議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第73条の規定により本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（杵本光清） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（杵本光清） 以上で、本日の臨時会に付議されました案件は、全て議了しました。

よって、令和元年第1回臨時会は、ただいまをもちまして閉会いたします。

閉会 午後 3時21分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 杵 本 光 清

臨 時 議 長 谷 本 昌 弘

署 名 議 員 森 光 祐 介

署 名 議 員 常 盤 繁 範